

○三田市附属機関の設置に関する条例

平成21年3月26日

条例第2号

改正 平成21年6月26日条例第26号  
 平成22年3月29日条例第3号  
 平成22年9月17日条例第28号  
 平成23年3月25日条例第4号  
 平成23年6月27日条例第16号  
 平成24年3月26日条例第7号  
 平成24年9月14日条例第38号  
 平成24年12月25日条例第50号  
 平成25年3月25日条例第5号  
 平成25年6月26日条例第23号  
 平成25年9月19日条例第30号  
 平成25年12月24日条例第39号  
 平成26年6月24日条例第23号  
 平成26年9月19日条例第33号  
 平成27年3月10日条例第3号  
 平成27年3月26日条例第6号  
 平成27年6月26日条例第28号  
 平成27年6月26日条例第29号  
 平成27年9月17日条例第34号  
 平成27年9月17日条例第35号  
 平成28年3月24日条例第5号  
 平成28年3月24日条例第6号  
 平成28年12月20日条例第43号  
 平成29年3月24日条例第7号  
 平成29年6月26日条例第24号  
 平成29年12月20日条例第32号  
 平成30年3月23日条例第8号  
 平成30年12月18日条例第44号  
 平成31年3月25日条例第3号  
 令和元年6月25日条例第1号  
 令和元年9月18日条例第23号  
 令和2年6月25日条例第40号  
 令和3年12月20日条例第38号  
 令和4年6月27日条例第18号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	三田市総合計画審議会	市の総合計画の策定に関する事項についての調査審議	40人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	三田市指定候補者選定委員会	(1) 指定候補者(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)第4条に規定する指定候補者をいう。以下次号において同じ。)の選定に係る基準の決定に関する事項についての調査審議	5人以内	指定管理者の指定に係る市議会の議決を得た日の翌日まで

	(2) 選定基準に基づく指定候補者の選定に関する事項についての調査審議		
三田市行政改革推進会議	行政改革の推進に関する事項についての調査審議	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市事業評価審議委員会	国庫補助事業の再評価に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
三田市まちづくり基本条例検証委員会	三田市まちづくり基本条例の施行状況について意見を述べること。	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市市政への市民参加推進委員会	(1) 三田市市政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号。以下「市政参加条例」という。)の運用状況及びその評価に関する事 (2) 市政参加条例及びこの条例に基づく規則の見直しに関する事 (3) 市政参加条例第21条第6項の規定による意見を述べる事 (4) その他市政への市民参加の推進に関する事	5人以内	2年
三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関する事 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べる事	10人以内	2年
三田市情報公開審査会	(1) 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第19条の規定による諮問に関する事項についての調査審議 (2) 情報公開に関する重要な事項について意見を述べる事	5人以内	2年
三田市個人情報保護審査会	(1) 三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第43条の規定による諮問に関する事項についての調査審議 (2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理する事 (3) 個人情報保護制度の運用及び個人情報保護に関する重要な事項について意見を述べる事	5人以内	2年
三田市行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりその権限に属された事項を処理する事	3人以内	3年
三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号。以下次号及び第3号において「条例」という。)第7条に規定する報告書に関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する記録に関する事項についての調査審議 (3) 条例の運用に関する事項について意見を述べる事	3人以内	2年
三田市特別職報	(1) 市議会議員の議員報酬の額並びに市	8人	諮問に係る審議

酬等審議会	長、副市長及び教育長の給料の額に関する事項についての調査審議 (2) 市議会議員の政務活動費の額に関する事項についての調査審議		が終了するまで
公務災害補償等認定委員会	三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年三田市条例第2号)第3条第2項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定に関する事項についての調査審議	5人	3年
公務災害補償等審査会	三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項に規定する申立てに関する事項についての調査審議	3人	3年
三田市旅館業立地審査会	(1) 旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例(昭和56年三田市条例第21号。以下次号において「条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定に基づく同意に関する事項についての調査審議 (2) 条例第4条の規定に基づく同意基準の該当の適否に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
三田市居住環境等保全審査会	(1) 三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例(平成16年三田市条例第12号。以下次号において「条例」という。)第7条第2項の規定に基づく同意に関する事項についての調査審議 (2) 条例第9条第1項及び第2項の規定に基づく同意基準の該当の適否に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
三田市人権共生社会推進委員会	人権施策の推進及び共生社会の実現に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の推進に関する事項についての調査審議	10人以内	2年
三田市協働のまちづくり推進委員会	三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
三田市文化ビジョン検討委員会	市の文化ビジョンの策定に関する事項についての調査審議	15人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市総合文化センター運営評価委員会	三田市総合文化センターの運営評価に関する事項についての調査審議	9人以内	2年
三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会	市の新ごみ処理施設整備基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで

三田市健康福祉審議会	(1) 市の健康福祉施策全般に関する事項についての調査審議 (2) 三田市地域福祉審議会、三田市障害福祉審議会、三田市高齢者・介護審議会及び三田市健康審議会の調査審議に属さない健康福祉施策に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市地域福祉審議会	市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市障害福祉審議会	市の障害福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市高齢者・介護審議会	(1) 市の高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき設置する地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議 (3) 介護保険法に基づき実施する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市健康審議会	市の健康施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市障害者差別紛争調整委員会	障害を理由とする差別に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
三田市心身障害児等保育指導委員会	心身障害児等に係る保育所の入所判定及び観察指導に関する事項についての調査審議	12人以内	1年
三田市介護保険施設等事業者選考委員会	三田市介護保険事業計画に基づき市が公募する介護保険施設に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選考に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
三田市予防接種等健康被害調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する予防接種等による健康被害の原因に関する事項についての調査審議	6人以内	1年
三田市景観審議会	良好な景観の形成に関する事項についての調査審議	20人以内	2年
三田市営住宅入居者選考委員会	三田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年三田市条例第32号)第9条第4項に規定する住宅困窮度の判定基準の選定に関する事項についての調査審議	6人	1年
三田市公営住宅再生マスタープラン改定委員会	公営住宅再生マスタープランの改定に関する事項についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市住宅基本計画策定委員会	市の住宅基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市消防賞慰金等審査委員会	三田市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例(昭和45年三田市条例第31号)に規定する賞慰金及び殉職者特別賞慰金の支給に関する事項についての調査審議	5人	諮問に係る審議が終了するまで

		る事項についての調査審議		
	三田市上下水道事業経営審議会	(1) 水道料金、下水道使用料に関する事項についての調査審議 (2) その他上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議	12人以内	2年
教育委員会	三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	三田市生徒指導等問題対策委員会	(1) 生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7人以内	2年
	三田市教育支援委員会	(1) 障害のある児童生徒等に係る就学相談及び就学指導に関する事項についての調査審議 (2) 障害のある児童生徒等に係る教育の啓発、指導及び支援に関する事項についての調査審議	18人以内	2年
	三田市在住外国人教育推進委員会	在住外国人教育の推進に関する事項についての調査審議	9人以内	1年
	三田市教科用図書選定委員会	市立義務教育諸学校の教科用図書の選定に関する事項についての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	三田市学校給食運営協議会	学校給食に関する重要な事項及び三田市立学校給食センターの運営に関する事項についての調査審議	9人以内	1年
	三田市立図書館運営評価委員会	三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議	7人以内	2年

(平21条例26・平22条例3・平22条例28・平23条例4・平23条例16・平24条例7・平24条例38・平24条例50・平25条例5・平25条例23・平25条例30・平25条例39・平26条例23・平26条例33・平27条例3・平27条例6・平27条例28・平27条例29・平27条例34・平27条例35・平28条例5・平28条例6・平28条例43・平29条例7・平29条例24・平29条例32・平30条例8・平30条例44・平31条例3・令元条例1・令元条例23・令2条例40・令3条例38・令4条例18・一部改正)

(委員構成)

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(平26条例33・追加)

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三田市特別職報酬等審議会条例(昭和39年三田市条例第36号)
- (2) 三田市総合計画審議会条例(昭和55年三田市条例第2号)
- (3) 三田市健康福祉審議会条例(昭和58年三田市条例第6号)

(経過措置)

第3条 この条例施行の際現に前条各号に掲げる条例及び付則第5条から付則第14条までに掲げる条例又は別に定めるところ(以下「旧条例等」という。)により設置されている附属機関で、第2条に規定する附属機関に相当するものは、この条例の規定により設置されたものとみなす。

2 この条例施行の際現に旧条例等の規定により設置されている附属機関の委員である者は、この条例の規定により任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる者の任期は、第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日において引き続き旧条例等の規定により任命された委員とした場合における当該委員の残任期間とする。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の一部改正)

第6条 三田市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例(昭和45年三田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例の一部改正)

第7条 旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例(昭和56年三田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市立学校給食センター設置条例の一部改正)

第8条 三田市立学校給食センター設置条例(昭和59年三田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 三田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年三田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市個人情報保護条例の一部改正)

第10条 三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市情報公開条例の一部改正)

第11条 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部改正)

第12条 三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例(平成16年三田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第13条 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市職員倫理条例の一部改正)

第14条 三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成21年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三田市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 三田市スポーツ推進審議会条例(平成19年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市環境基本条例の一部改正)

3 三田市環境基本条例(平成19年三田市条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成24年条例第50号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の表市長の部三田市特別職報酬等審議会の項担任意務の欄第2号の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の施行の日から施行する。

付 則(平成25年条例第5号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成26年教委規則第1号で平成26年4月1日から施行)

付 則(平成26年条例第23号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三田市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により選任された委員である者は、その委員としての任期中に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

付 則(平成27年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年条例第6号)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
付 則(平成27年条例第28号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。  
付 則(平成27年条例第29号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。  
付 則(平成27年条例第34号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(平成27年条例第35号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条第3号の次に3号を加える改正規定(第3号の3に係る部分に限る。)、第14条の次に2条を加える改正規定(第14条の2第2項中情報提供等記録に係る部分に限る。)及び第35条の改正規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
付 則(平成28年条例第5号)  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
付 則(平成28年条例第6号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
付 則(平成28年条例第43号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(平成29年条例第7号)  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
付 則(平成29年条例第24号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(平成29年条例第32号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(平成30年条例第8号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
付 則(平成30年条例第44号)  
この条例は、平成31年1月1日から施行する。  
付 則(平成31年条例第3号)  
この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表教育委員会の部三田市立学校園のあり方審議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。  
付 則(令和元年条例第1号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(令和元年条例第23号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(令和2年条例第40号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
付 則(令和3年条例第38号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
付 則(令和4年条例第18号)  
この条例は、公布の日から施行する。